

第 786 回 通関協議会（本関地区）

1. 日 時 令和 7 年 5 月 13 日（火） 11 時 00 分～

2. 場 所 横浜税関 本関 7 階 大会議室

3. 議 題

【議題 1】 「プラットフォームコードのNACCSセンター掲示板掲載について」 【資料 1】

（業務部 通関総括第 1 部門 田中 上席審査官）

【議題 2】 「他地区通関協議会の議題共有」 【資料 2】 【資料 3】

（業務部 管理課 酒井課長）

4. 事務局からの連絡事項等

次回第 787 回通関協議会は、6 月 10 日（火）11:00 の開催を予定しています。場所は未定です。決定次第、幹事店社を通じてお知らせいたします。

通販貨物等識別、プラットフォーム等コードについて

○プラットフォーム等コードの入力項目の概略

令和7年（2025年）10月12日（日）以後に行われる税関への輸入申告においては、その申告項目として「通販貨物に該当するか否か」、通販貨物に該当する場合は「プラットフォームの名称等」が追加されます。

「通販貨物等識別」欄	<p>輸入申告の際に、輸入しようとする貨物が①通販貨物、②FS（フルフィルメントサービス）利用貨物、③その他の貨物のいずれに該当するかを選択して申告していただくことになります。</p> <p>【※FS（フルフィルメントサービス）利用貨物とは】</p> <p>EC プラットフォーム運営事業者等が提供するフルフィルメントサービス（購入者の注文受付から配送完了までの一連の業務全般（受注、在庫管理、梱包、発送、受渡し、代金回収等）を請け負うサービス）を利用して国内で販売することを予定して輸入しようとする貨物のことをいいます。FS利用貨物は、通販貨物と異なり、販売者と購入者の間の売買契約が成立する前に輸入されます。</p>
「プラットフォーム等コード」欄	<p>NACCSによる輸入申告においては、①通販貨物、②FS（フルフィルメントサービス）利用貨物、③その他の貨物のいずれに該当するかに応じて、次のとおりプラットフォーム等コードを入力していただくこととなります。プラットフォーム等コード（バスケットコードを除く。）を入力した場合は、「プラットフォーム名等」欄を入力する必要はありません（NACCSにより自動補完）。</p> <ul style="list-style-type: none">・①通販貨物の場合は、通信販売において利用されたプラットフォーム等のコードを必須入力・②FS利用貨物の場合は、国内でFS利用貨物を販売するために利用予定のプラットフォーム等のコードを任意入力・③その他の貨物の場合は、「プラットフォーム等コード」欄は入力不可
「プラットフォーム名等」欄	<p>基本的に、プラットフォーム等コードを入力することにより自動補完されます（入力不可）。「プラットフォーム等コード」欄にバスケットコード「ZZZZZZ」等を入力した場合は、「プラットフォーム名等」欄は必須入力項目となります。</p> <p>※1～3桁目は申告時に把握可能な範囲で入力。例えば、「PCNZZZ」のように4～6桁目がZZZならバスケットコードと判定。また、1桁目が不明な場合は、例えば「ZCNZZZ」と入力。</p> <p>プラットフォーム等コードの番号体系については後述。</p>

○プラットフォーム等コードについて

プラットフォーム等コードの番号体系については以下のとおりです。

1桁目	2・3桁目	4～6桁目	例
出品・出店型プラットフォームの場合・・・「P」	出品・出店型プラットフォーム又は自社通信販売	連番3文字	AMAZON の場合・・・ 「PUS001」
自社通信販売サイトの 場合・・・「J」	売サイトに表示される 名称・呼称の国コード ※不明な場合は「ZZ」		IHERB の場合・・・ 「JUS001」

- ※ 同一グループのプラットフォーム（例：Amazon.com と Amazon.co.uk）は区分せず、同一コードとする。
- ※ コードが不足した場合には、1桁目を出品・出店型プラットフォームの場合「Q」、自社通信販売サイトの場合「K」にする、4～6桁目にアルファベットも使用する等により対応予定。
- ※ 一定期間を超えて利用実績がない場合は、そのコードを削除予定。

○プラットフォーム等コード(暫定版)と追加希望について

現時点におけるプラットフォーム等コードの暫定版については、[暫定版プラットフォーム等コード一覧](#)をご覧ください。

なお、コードの追加を希望する場合には、コードの設定を希望する（申告する予定のある）出品・出店型プラットフォームや自社通信販売サイトに関し、次の項目に関する情報について、当面の間、財務省関税局 PF 等コード担当（メールアドレス：pfcode@mof.go.jp）宛てに、送付してください。メールのタイトルは、冒頭に「【PF 申請】」と付けてください。

※今後、コードの追加申請用のページを開設する予定です。

項目	申請例
①申請者	関税 株式会社
②法人であれば法人番号	12345678900000000
③申請者連絡先（電話番号又はメールアドレス）	03-3581-4111 (担当 ○○)
④出品・出店型プラットフォームか、自社販売サイトか	出品・出店型プラットフォーム
⑤プラットフォーム等名	Kanzei.com
⑥プラットフォーム等 URL	https://www.customs.go.jp/kyotsu/map/index.htm
⑦国（LO コード）	US

- ①～③の項目は、コードの追加申請をされる申請者自身について、
- ・①氏名又は名称
 - ・②法人であれば法人番号
 - ・③申請者の連絡先（電話番号又はメールアドレス）を記載してください
(法人であれば、担当者の連絡先に併せて担当者名も記載ください)。
- ④～⑦の項目は、コードの追加を希望されるプラットフォーム等について、
- ・④ 「出品・出店型プラットフォーム」か「自社販売サイト」のいずれかを記載してください。不明な場合は空欄で構いません。
 - ・⑤ プラットフォーム等の名称を記載してください（仕出人名等では登録できません）。
 - ・⑥ 特定商取引に関する法律第 11 条（通信販売についての公告）の規定に基づく表示がされているページの URL を記載してください。
 - ・⑦ 上記⑥のページにおいて表示される、事業者・販売業者等が所在する国の LO コードを記載して下さい。不明な場合は空欄で構いません。
- LO コード(共通の 29):<https://bbs.naccscenter.com/naccs/dfw/web/system/code/>
- ※ コードの割振りは申請受付側で行います。

ご不明な点につきましては、下記までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

財務省関税局業務課通関係 TEL：03-3581-4111 内線 2527, 5973

【事例1】

プラスチックシート（第39類）として申告されたが、提出された商品説明書により申告貨物は繊維製のシート（第56類）と思料された。

貨物確認を行ったところ、商品説明書どおり繊維製シートであったため第56類に税番変更となった。

【事例2】

単一の化合物（第28類）として申告されたが、提出された製品安全データシート（MSDS）により第28類注1の規定（※）を満たさないと思料された。通関業者を通じて輸入者に確認したところ、貨物は混合物であるとの回答を得たため第38類に税番変更となった。



※第28類注1 この類には文脈により別に解釈される場合を除くほか、次の物品のみを含む。（a）化学的に単一の元素及び化合物（以下省略）

最近では、添付書類の精査により税番誤りが発見されることが多く見られます。申告の際は、輸入者から提供された商品説明書等により、どのような貨物かを十分確認のうえ申告税番を決定していただきますようお願いいたします。



実績通りの税番で申告していませんか。



品名が実績と同じでも、成分や材質等が異なるかもしれません。





ATAカルネの輸出入手続きにおける注意



ATAカルネとは、世界の主要国の間で結ばれている「物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約(ATA条約)」に基づく国際的制度による通関書類のことです。

ATAカルネの利用に当たっては、以下の点をご確認ください。

- ◎ 利用できる物品の主なものは、商品見本、職業用具、展示用物品、巡回興業用物品等で関税定率法で定められているもの
- ◎ 利用者は、輸入した物品はATAカルネの有効期限内に必ず再輸出すること

【最近あった不適切事例】

ATAカルネにより関税等の免除を受けて輸入した物品を、税関に届出をすることなく、期間内に用途外使用(国内販売)した事案が、本年**2件**発生している。

【注意するポイント】

関税定率法第17条第1項各号の規定により関税等の免除を受けた貨物を用途以外の用途に供する場合には、あらかじめ届出書を税関に提出しなければなりません。

提出する届出書は、関税定率法施行令第37条(再輸出免税貨物の用途外使用等の届出)に規定する「特定用途(再輸出)免税貨物用途外使用届」(T-1290)になります。

【通関業者の皆様へのお願い】

ATAカルネに関する通関手続きを行う際には、利用者に以下の点の周知をお願いします。

- ◎ 輸入した物品はATAカルネの有効期限内に必ず再輸出すること
- ◎ 関税等の免除を受けた貨物を用途以外の用途に供する場合には、あらかじめ届出書を税関に提出すること

税関手続きに関するご相談は千葉税関支署通関部門まで
お気軽にどうぞ!!

☎ 043-241-8964

